

令和5年（ネ）第3714号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 宗像充外10名

被控訴人 国

## 証拠説明書 13

令和5年8月23日

東京高等裁判所第16民事部係 御中

控訴人訴訟代理人 弁護士 稲坂 将成

弁護士 古賀 礼子

弁護士 富田 隼



号証	標目 (原本・ 写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲80	【文献】 『憲法 第7版』 120頁～123頁 (写し)	2019年 3月8日	東京大学 法学部 教授 芦部信喜 ・ 東京大学 名誉 享受 高橋和之	文献中「個人の人格的生存 に不可欠な利益を内容とす る権利の総体を言う（人格 的利益説）。」との記載が あること等。

甲81	<p style="text-align: center;"><b>【文献】</b> 『注釈日本国憲法(2) - 10条-24条』) 99頁～107頁 (写し)</p>	平成29年 1月30日	京都大学 法学系 教授 土井真一	<p>文献中「問題となる自由が人格的生存に資するもの、あるいは、人格的生存に合理的関連を有するものである限り、「幸福追求権」規定の保護範囲に含まれると解される。そして、実際には、保障を推定した上で、自己または他者の人格的生存を害するものを控除するという消極的な手法をとることになる。」という記載があり、控訴人の主張に沿うこと等</p>
甲82	<p style="text-align: center;"><b>【文献】</b> 『日本国憲法論 [第2版]』 193頁～199頁 、212頁～217 頁 (写し)</p>	2020年 9月20日	京都大学 名誉教授 佐藤幸治	<p>文献中「家族の形成・維持にかかわる事柄」について、「家族関係は、世代を追って文化や価値を伝えていくという意味で、社会の多元性の維持にとって基本的な条件である。そしてそれは、個人の自己実現・自己表現という人格的価値を有するがゆえに、基本的には</p>

				、人格的自律権の問題と解される」との記載があり、控訴人の主張に沿うこと等。
甲 8 3	大阪地方裁判所 令和5年7月31日 判決 (令和3年(ワ) 第11934号 損害賠償請求事件) (写し)	令和5年 7月31日	裁判官 林 潤 棚橋知子 吉田純	大阪地裁判決において、「国家から不当に介入されることのない自由権としての「子が親に養育される自由」「親が子を養育する自由」はいずれも個人の人格的生存に不可欠な利益というべきであり、憲法上の権利として保障される人格権の一内容として、憲法13条によって保障されると解するのが相当である。」との判断があり、養育権の人権性が認められたこと等